

特定商取引のクーリングオフに関する別紙

(受注者)

事業所所在地
事業所名称
代表者職氏名
担当者氏名
TEL/FAX
メールアドレス

㊞

本書面は、クーリングオフ(一定期間内の解除)に関する規定です。重要な規定ですので、本書面の内容を十分に読んでください。

本書面が添付されている工事請負契約書(工事請負契約書に添付されている見積書、仕様書、設計図、内訳明細書その他工事関連書面の内容を含む)についてクーリングオフの適用がある場合は、以下の場合です。

A.受注者が、営業所等以外の場所において工事請負契約を申し込み、または締結した場合(営業所等において申し込みを受け、営業所等以外の場所において締結した場合を除きます)

B.営業所等において工事請負契約が申し込まれ、または締結された場合であっても、発注者が、訪問販売、電話その他による勧誘販売等の方法により受注者が誘引した者である場合

なお、発注者が工事目的物を営業用に利用する場合、発注者の求めに応じ、その自宅において締結する場合、使用により価額が著しく減少するおそれがあるものとして指定された消耗品(壁紙など)を使用する工事が行われた場合、または3,000円未満の現金取引の場合には、クーリングオフの適用はありません。

(クーリングオフに関する規定)

- 1.本工事請負契約は、契約書面を発注者が受領した日から起算して8日を経過するまでは、発注者は、書面または電磁的記録(電子メールなど。以下同じ)により工事請負契約を解除(クーリングオフ)することができます。
- 2.前項にかかわらず、受注者が不実のことを告げる行為をしたことにより発注者が誤認をし、または受注者が威迫したことにより発注者が困惑し、これらによって発注者がクーリングオフを行わなかった場合には、工事請負契約に関して、クーリングオフの権利他所定の事項を記載した書面を発注者が受注者から改めて受領し、その内容について説明を受けた日から起算して8日を経過するまでは、発注者は、書面または電磁的記録によりクーリングオフすることができます。
- 3.第1項及び第2項の契約の解除は、発注者が、クーリングオフに係る書面または電磁的記録を発した時に、その効力を生じます。
- 4.第1項及び第2項の契約の解除があった場合においては、受注者は、発注者に対し、その契約の解除に伴う損害賠償または違約金の支払を請求することができません。
- 5.第1項及び第2項の契約の解除があった場合には、既に工事請負契約に基づき役務が提供されたときにおいても、受注者は、発注者に対し、工事請負契約に係る役務の対価その他の金銭の支払を請求することができません。
- 6.第1項及び第2項の契約の解除があった場合において、工事請負契約に関連して金銭を受領しているときは、受注者は、発注者に対し、速やかに、その全額を返還します。
- 7.第1項及び第2項の契約の解除を行った場合において、工事請負契約に係る役務の提供に伴い、発注者の土地または建物その他の工作物の現状が変更されたときは、発注者は、受注者に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。
- 8.第1項及び第2項の契約の解除があった場合において、既に商品の引渡しが行われているときは、その引取りに要する費用は受注者の負担とします。
- 9.電子メールでクーリングオフを行う場合は、上記のメールアドレスにお送りください。

(工事内容に関する添付書類)

見積書 仕様書 設計図 内訳明細書 その他()

本書面を受領し、内容を確認しました。

年 月 日

(発注者)

㊞